

令和8年9月25日

出雲駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件 名	納入場所	納期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	市場価格調査期限	備考
OC16	産業廃棄物等収集運搬・処分	出雲駐屯地	9. 2. 26	8. 9. 25	8. 10. 2 1030	8. 10. 2 1030	8. 9. 30 1300	総品目総額
		以下余白						

4 契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒693-0052

住所 島根県出雲市松寄下町11421

契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地 契約班 担当:三島

電話番号 0853-21-1045(内線)347

FAX 0853-21-5975

5 仕様書に関する問い合わせ先

〒693-0052

住所 島根県出雲市松寄下町11421

出雲駐屯地業務隊 担当:岡崎

電話番号 0853-21-1045(内線)322

FAX 0853-21-5975

見 積 書

件名リストー連番号	OC16
-----------	------

金額¥ (消費税及び地方税を含まない。)

件 名	規格	単位	数量	単 価	金 額
産業廃棄物等収集運搬・処分	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	出雲駐業		納 期	令和9年2月26日	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			令和8年10月2日

上記に関して「入札及び契約心得(駐屯地用)」「入札及び契約心得(補給本部等用)」「オープンカウンター方式実施要項」「標準契約書(駐屯地用)」「標準契約書(補給本部等用)」の契約条項等を承諾の上、見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得(駐屯地用)」「入札及び契約心得(補給本部等用)」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊長 小林 浩司 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担当者氏名
連 絡 先

押印を省略する場合は担当者氏名及び連絡先を記載すること

市 場 価 格 調 査 書

件名リストー連番号	OC16
-----------	------

金額¥ (消費税及び地方税を含まない。)

件 名	規格	単位	数量	単 価	金 額
産業廃棄物等収集運搬・処分	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
	内訳を任意の書式で結構ですので可能な限り詳細に記載し、 本調査書とともに提出願います				
納 入 場 所	出雲駐業		納 期	令和9年2月26日	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			令和8年10月2日

分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊長 小林 浩司 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担当者氏名
連 絡 先

押印を省略する場合は担当者氏名及び連絡先を記載すること

仕 様 書		
産業廃棄物等収集運搬・処分	仕 様 書 番 号	13
	調 達 要 求 番 号	6RLZ1AH0065
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 9 月 4 日
	作 成 部 隊	出雲駐屯地業務隊補給科

1 役務名

この仕様書は、産業廃棄物等収集運搬・処分について規定する。

2 場 所

島根県出雲市松寄下町 1 1 4 2 - 1 出雲駐屯地

3 期 間

引渡し日は、契約日から令和 8 年 1 1 月 3 1 日までとし、産業廃棄物管理票（B 2 票・D 票・E 票）の提出は、引渡し日から令和 9 年 2 月 2 6 日までとする。

4 品目及び数量

品 目 （ 規 格 ）	単 位	数 量
混合（3 人掛けソファ）	脚	2
混合（2 人掛けソファ）	脚	1
混合（1 人掛けソファ）	脚	1 2
混合（椅子）	脚	4 4
混合（事務椅子）	脚	8
混合（パーテーション・テーブル等）	式	1
合 計	脚	6 7
	式	1

5 役務内容

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき駐屯地内に集積済みの上記品目を収集、積載、運搬及び処分する。
- (2) 処分終了後、全ての提出書類の提出をもって役務完了とする。

6 提出書類

- (1) 契約後（速やかに）
 - ア 産業廃棄物処分業許可証（写） 1 部
 - イ 産業廃棄物収集運搬業許可証（写） 1 部
- (2) 廃棄物引き渡し後（速やかに）
 - ア 産業廃棄物管理票（A 票）
 - イ 上記の他、官側が指示した書類

- (3) 最終処分終了後
産業廃棄物管理票（B 2 票・D 票・E 票）

7 仕様書に関する疑義等

受託者は、この仕様書に疑義を生じた場合及び不明な点がある場合には、官側と協議の上実施するものとする。